

学校いじめ防止基本方針

旭市立中央小学校

1 いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめ防止のため、次の3点を基本理念として対策を講ずる。

ア いじめはどの児童にも起こり得るものであるという認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。

イ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、未然防止の活動は教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。

ウ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導を行うとともに、いじめが発生した際、児童、保護者等に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。「けんかやふざけあい」であっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめは、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らず、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処もあり得る。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を全職員で情報共有する。

(3) いじめ解消の定義

ア いじめの行為が3ヵ月以上止んでいる。

イ 被害児童及び保護者が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。

(4) 学校及び職員の責務

すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、思いやりのある児童の育成をめざす。いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組める学校づくりをし、学校全体で暴力や暴言を排除していく。

保護者や他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

そのため、教職員はいじめ防止のための対策に関する研修、カウンセリング能力の向上に必要な研修を率先して実施していく。また、教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言）や体罰、過度の競争意識や勝利至上主義がいじめを助長することを強く意識し、児童を理解し信頼ある教職員として教育的活動を実践していく。

2 いじめ防止対策組織

(1) 「子どもサポート委員会」の設置

長欠対策、特別支援、教育相談、生徒指導に関して「子どもサポート委員会」を設置し、毎月1回開催する。教育相談からの情報、長欠の状況、生徒指導上の問題等について情報共有する。本校ではこの「子どもサポート委員会」をいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として位置付ける。

本委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制をとる。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、個人で抱え込まずにすべて本委員会に報告・相談する。

なお、いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応をとる。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、就学相談担当、教育相談担当、長欠対策担当、生徒指導担当、スクールカウンセラー、専科少人数代表、各学年代表、養護教諭

※ これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に組織する。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやりながら規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ア 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。
- イ 道徳の授業、命を大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等を計画的に実施し、指導する。
- ウ 道徳の授業では、「考え、議論する」ことを意識して、道徳映像教材を活用した取り組みを推進する。
- エ 総合的な学習の時間、特別活動等において、体験活動の充実を図り、児童の主体性やコミュニケーション能力を養う。
- オ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、学校だより等で児童保護者に啓発する。
- カ 学校として特に配慮が必要な児童について対応を行う。発達障害を含む障害がある児童、LGBTQ、東日本大震災・原発事故等避難児童への適切な対応を行う。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい。その一方で、一度インターネット上で拡散してし

まったくいじめに係る画像、動画等の情報は消去することが困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼす。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の請求の対象になり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候や児童が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。また、教育相談やアンケート調査を実施し、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。保護者との連携が必要な場合、家庭訪問や面談、電話連絡等をするなどして、早期発見・早期対応に努める。

ア いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・ 相談窓口の設置と周知
(教頭・養護教諭・教育相談担当・スクールカウンセラー)
- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ 相談ポストの活用

イ アンケート調査

児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ いじめアンケート、学校適応度尺度「アセス」の実施
- ・ 教育相談月間（6月、11月）における聞き取り調査
- ・ SOS の出し方教育を実施

ウ いじめの早期発見

その兆候や児童の発する危険信号を見逃さないようにする。

- ・ 授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察
- ・ いじめがあった場合の児童の変化の特徴を記したチェックシートを年度初めに保護者に配布し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

5 いじめの相談・通報窓口

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

学校におけるいじめの相談・通報窓口は教頭・養護教諭・教育相談担当・スクールカウンセラーとし、いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

旭市立中央小学校 ☎0479-62-0142

(2) いじめの相談や通報の指導

児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことでもなく卑怯なことでもないことを指導する。加えて、学校はいじめを受けた児童及び助けようとした（通報した）児童を徹底して守り抜くことを指導する。

(3) 学校以外の主な相談窓口

相談機関	電話番号	利用時間
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間
子ども人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
ヤング・テレホン	0120-783-497	月～金 9:00～17:00
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間
チャイルドライン千葉	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
ライトハウスちば	043-420-8066	火～日 10:00～17:00

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、特定の教職員で抱えこまず管理職は子どもサポート委員会を開き、対応を協議する。自殺予防・いじめへの対応を最優先業務とする。
- (3) 指導体制を整え、対応する職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- (4) 該当児童の学級担任だけでなく、他の教職員の協力を得ながら、周囲の児童などから速やかに事実確認をする。
- (5) いじめに対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会および警察署等と連携して対処する。
- (7) いじめを受けた児童が安心して学校生活が送れるように支援する。
 - ・ 学校は徹底して守り抜くことを本人及び保護者に伝える。
 - ・ いじめを受けた児童の学習環境の復帰を目指し、必要とあれば保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じる。
 - ・ 精神的なダメージがある場合には、スクールカウンセラーによるカウンセリングなど、回復する手段を講じる。
- (8) いじめを行った児童には、「いじめは絶対に許されない」ことを毅然と指導し、行為の善悪をしつかり理解させて反省させる。いじめを行った児童に謝罪させ、再発防止を図る。
 - ・ いじめを行った理由や背景について聴取し、不適切な行動や言動を指導する。
 - ・ 人間関係改善、信頼を回復するための手立てについて助言する。
 - ・ いじめを受けた児童やその情報を提供した児童へ圧力を加えないよう指導する。

- ・ いじめをやめた後の児童の行動を見守り、教師と児童の人間関係を大切にし、よりよい成長ができるよう支援する。

(9) いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に、調査の結果や指導の経緯、今後の対応について説明し、理解と協力を得ていく。

①いじめを受けた児童の保護者への対応

- ・ 安心して学校生活が送れるための支援方法について話し合う。
- ・ 精神的に問題がある場合は、スクールカウンセラーの活用を促す。
- ・ 事実と原因や今後の指導について説明する。安心して学校生活が送れるよう、メンタル的なケアについて配慮を要請する。
- ・ 複数の相談窓口となる教職員を充てる。

②いじめを行った児童の保護者への対応

- ・ 事実と原因や今後の指導について説明する。いじめを受けた児童や、その情報を探した児童への圧力を加えないよう配慮を要請する。

(10) 全体指導として、「いじめは絶対に許されない」とことと「いじめのない環境づくり」について再確認と指導をする。もし、いじめに関わる行為を見かけたり聞いたりした場合は、勇気をもって先生に話すことを再確認と指導をする。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

例えば

- ・ 児童等が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告・調査

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。

- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 調査は、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- オ 上記調査結果は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

8 児童の自殺予防について

- ア 児童の自殺予防等においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。
- イ 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」等を資料として、児童の自殺予防のための研修を行う。

9 公表、点検、評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公表する。
- (2) いじめに関する調査や年度毎の比較を実施し、分析を行い、児童の傾向を把握し、いじめ予防に生かす。
- (3) いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を公表する。
- (4) 点検、評価の結果を受け、学校いじめ基本方針の見直しを行う。

2020年4月1日 改訂

2021年4月1日 改訂

2022年4月1日 改訂